製品安全ニュース

vol.29

今月のトピックス

テーブルタップの過熱事故にご注意ください。

東京都の調査によると、消費生活相談窓口に寄せられたテーブルタップに関する相談がこの10年間で34件有り、その8割以上が「テーブルタップが溶けた、変形した」、「テーブルタップ本体とコードの接続部分から発火し、カーペットが焦げた」等の過熱事故に関する内容であったほか、「差込口に電気機器のプラグが入らない」、「外かくにひびが入っている」等の過熱事故以外のものもありました。発火・溶融等の過熱事故は、火災・やけど等の重大な事故につながるため非常に危険です。以下の注意点を参考にして、重大な事故を未然に防ぎましょう。

◆事故防止のために

(1)差込口が焦げていたり、変形していないか確認しましょう。
(2)テーブルタップが熱くなっていないか確認しましょう。
(3)差込口が固く、プラグの抜き差しが困難でないか、差込口がゆるくなってプラグがぐらついていないか確認しましょう。
(4)プラグとコンセント等の間にたまった埃等は取り除きましょう。
(5)接続する電気機器の消費電力を確認し、テーブルタップの定格容量に対して余裕をもって使用しましょう。
(6)コードは、束ねたまま使用しないようにしましょう。
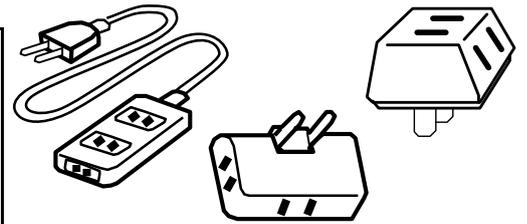
※東京都消費生活部　商品テストより

◇ 平成23年4月の重大製品事故公表情報（消費者庁）

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故					
		電気洗濯機	電気食器洗い乾燥機	照明器具	その他	その他の主な製品の内訳
30	32	4	2	2	24	・折りたたみ椅子 ・湯たんぽ ・電気冷蔵庫 ・ベビーカー ・携帯型音楽プレーヤー ・美容器具 ・照明器具 ・エアコン

※ 詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
（http://www.caa.go.jp/safety/index.html）

住宅用火災報知器に関する相談が増加しています

平成16年、消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器を設置し、維持することが義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から義務化され、既存住宅についても市町村条例の規定によって平成23年6月1日までに順次義務化することとなっています。住宅用火災警報器の感知方式には火災時の煙を感知する煙式と熱を感知する熱式がありますが、原則として煙式の設置が義務付けられています。また、警報には火災を感知した警報器のみが警報を発する単独型と、感知した警報器及び他の部屋に設置された警報器が連動して警報を発する連動型があります。

全国消費生活情報ネットワーク・システムには、平成17年4月以降平成23年2月末日までに住宅用火災警報器に関する相談が175件寄せられ、増加傾向にあります。相談内容には「火災警報器が煙に感知しない」や「火災警報器が義務化されたと聞いて設置したが、音が小さかった」といった動作や警報音に関するものがみられました。

私たちの命に関わることですので、火災報知器の設置は取扱説明書に従って適切に行ってください。

〈設置・管理の注意点〉

・取扱説明書の設置方法に従って住宅用火災警報器を正しく設置し、周囲に煙や熱の感知に影響するものがないかを確認してください。
・警報音は、家電製品などのアラーム音と混同しないものを選んでください。
・定期的に点検を実施してください。

国民生活センター商品テスト部より

【発 行】 長野県 企画部 消費生活室
電　　話：026－223－6770
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.nagano-shohi.net/seihin-anzen/